

港湾施設使用料等の 納付期限猶予延長について

【概要】

対象となる使用料等を令和3年4月から9月に納付期限が到来するものとしていたが、**12月納付期限分までとし、いずれも納付期限を令和4年3月31日**とします。

【対象者】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響により、以下のいずれかの支援制度に申請している者

○セーフティネット保証4号

○セーフティネット保証5号

○危機関連保証

＜お問い合わせ先＞沖縄県信用保証協会 098-863-5302

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

＜お問い合わせ先＞沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785

○小規模事業者経営改善資金

＜お問い合わせ先＞沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795

○雇用調整助成金

＜お問い合わせ先＞沖縄労働局沖縄助成金センター 098-866-1606

○持続化給付金

＜お問い合わせ先＞持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

○中小企業セーフティネット資金

＜お問い合わせ先＞沖縄県商工労働部中小企業支援課 098-866-2343

○生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援金）

＜お問い合わせ先＞お住まいの社会福祉協議会

○家賃支援給付金

＜お問い合わせ先＞家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

【申請方法】 *すでに猶予を受けている方も申請が必要です。

納付期限猶予申請書（様式1）に必要事項を記入し、いずれかの支援制度に申請していることが確認出来る書類の写しを添付

【申請受付・お問い合わせ先】
那覇港管理組合管理課ふ頭班
☎ 098-862-2328

納付期限猶予申請書

那覇港管理組合管理課長 宛て

住所

届出者 氏名

電話

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、下記の使用料等を納付期限内に納めることが困難になったため、納付期限の猶予を届け出ます。

納付期限猶予を届出る下記の該当使用料等にを入れてください。

記

猶予対象 令和3年4月から令和3年12月に納付期限が到来する使用料等

猶予期間 令和4年3月31日

- 岸壁料金
- 物揚場料金
- 上屋料金
- 荷さばき地料金
- 野積場料金
- コンテナ搬送用台車置場料金
- 陸上電力供給施設料金
- 給水施設料金
- 駐車場料金
 - ・那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭（専用使用に限る）
- 旅客施設料金
- ふ頭用地料金
- 占用料（水域）
- 行政財産貸付料
- 普通財産貸付料